

平成21年3月9日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

定額給付金及び子育て応援特別手当の生活保護法上の取扱いについて

今般、別添1「定額給付金給付事業費補助金交付要綱の施行について」（平成21年3月4日総行政第64号総務事務次官通知）及び別添2「子育て応援特別手当交付金交付要綱の施行について」（平成21年3月4日雇児発第0304004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）のとおり、定額給付金及び子育て応援特別手当（以下「定額給付金等」という。）の支給が市町村において行われることとされたところである。

定額給付金等は、政府の「生活対策」の一環として給付されるものであり、定額給付金については、景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うことを目的とし、子育て応援特別手当については、子育て家庭に対する生活安心の確保を図ることを目的とし、給付されるものである。

被保護者に定額給付金等が支給された場合の収入認定の取扱いについては、これらの趣旨・目的にかんがみ、収入として認定しない取扱いとすることとしたので、了知の上、貴管下実施機関に対する指導方よろしく願います。

また、定額給付金等に合わせて個別の自治体の施策として実施される給付金（商品券等を含む。）については、定額給付金等と同様の趣旨・目的の給付金であれば、同様に収入として認定しない取扱いとする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準としたので申し添える。